

横浜市グリーン電力調達実施要綱 新旧対照表

別紙

現行	改正案
<p>横浜市グリーン電力調達実施要綱</p> <p>(目的) 第1条 本要綱は、横浜市が行う電力の調達に際し、環境に配慮した電力供給契約を締結するため必要な事項を定める。</p> <p>(環境に配慮した電力供給契約) 第2条 本要綱において、「環境に配慮した電力供給契約」とは、横浜市との電力供給契約の締結を希望する小売電気事業者の資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、第4条に定める「環境配慮評価項目」を基準として評価したうえで締結する電力の供給契約をいう。</p> <p>(対象組織等) 第3条 この要綱は、本市の全ての区局等が電力を調達する際に適用する。</p> <p>(環境配慮評価項目) 第4条 本要綱における環境配慮評価項目は、次のとおりとする。 (1) 二酸化炭素排出係数（基礎排出係数） (2) 再生可能エネルギーの導入状況等</p> <p>(検討委員会の設置) 第5条 環境配慮評価項目等について検討を行い、小売電気事業者の評価点を判定し、環境に配慮した電力供給契約の締結を適正に行うため、横浜市グリーン電力調達検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 検討委員会に関して必要な事項は別に定める。</p> <p>(評価) 第6条 横浜市との電力供給契約の締結を希望する小売電気事業者は、第4条に定める環境配慮評価項目に係る評価点を、別紙「環境配慮評価基準」により算定し、「環境配慮評価項目等報告書」（様式1）に記載し、原則として年度ごとに定める期間内に、横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素マネジメント課（以下「脱炭素マネジメント課」という。）に提出するものとする。</p> <p>2 検討委員会は、小売電気事業者から提出された様式1の内容を確認するとともに、別紙に示す環境配慮評価基準等により、評価点を判定する。</p> <p>3 前項の規定により判定された評価点の合計が50点以上の中売電気事業者が、本市との契約を締結する資格（以下「契約資格」という。）を有するものとする。</p>	<p>横浜市グリーン電力調達実施要綱</p> <p>(目的) 第1条 本要綱は、横浜市が行う電力の調達に際し、環境に配慮した電力供給契約を締結するため必要な事項を定める。</p> <p>(環境に配慮した電力供給契約) 第2条 本要綱において、「環境に配慮した電力供給契約」とは、横浜市との電力供給契約の締結を希望する小売電気事業者の資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、第4条に定める「環境配慮評価項目」を基準として評価したうえで締結する電力の供給契約をいう。</p> <p>(対象組織等) 第3条 この要綱は、本市の全ての区局等が電力を調達する際に適用する。</p> <p>(環境配慮評価項目) 第4条 本要綱における環境配慮評価項目は、次のとおりとする。 (1) 二酸化炭素排出係数（基礎排出係数） (2) 再生可能エネルギーの導入状況等</p> <p>(検討委員会の設置) 第5条 環境配慮評価項目等について検討を行い、小売電気事業者の評価点を判定し、環境に配慮した電力供給契約の締結を適正に行うため、横浜市グリーン電力調達検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 検討委員会に関して必要な事項は別に定める。</p> <p>(評価) 第6条 横浜市との電力供給契約の締結を希望する小売電気事業者は、第4条に定める環境配慮評価項目に係る評価点を、別紙「環境配慮評価基準」により算定し、「環境配慮評価項目等報告書」（様式1）に記載し、原則として年度ごとに定める期間内に、横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素マネジメント課（以下「脱炭素マネジメント課」という。）に提出するものとする。</p> <p>2 検討委員会は、小売電気事業者から提出された様式1の内容を確認するとともに、別紙に示す環境配慮評価基準等により、評価点を判定する。</p> <p>3 前項の規定により判定された評価点の合計が50点以上の中売電気事業者が、本市との契約を締結する資格（以下「契約資格」という。）を有するものとする。<u>ただし、調整後排出係数が0kg-CO₂/kWhとなるCO₂フリーの電気を調達する場合はこの限りではない。</u></p>

<p>4 区局等は、50点を下回らない範囲で、評価点に係る契約資格を別に定めることができるものとし、その場合にあっては、当該定めに従うものとする。</p> <p>5 特段の事情により、区局等が第3項の規定によらない契約資格を定める場合にあっては、検討委員会の議決によりこれを定めることができるものとし、その場合にあっては、当該定めに従うものとする。</p> <p>(判定結果の通知及び公表)</p> <p>第7条 脱炭素マネジメント課は、前条第2項の規定による判定結果について、小売電気事業者に通知するとともに、区局等に通知するものとする。</p> <p>2 脱炭素マネジメント課は、区局等が環境に配慮した電力を調達できるよう、前条第2項の規定による判定を受けた小売電気事業者及びその評価点等を、インターネット等で公表するものとする。</p> <p>3 区局等は、第1項の通知又はインターネット等により、小売電気事業者の判定結果を確認するものとする。</p> <p>4 区局等は、電力調達の結果を脱炭素マネジメント課に報告するものとする。</p> <p>(事業者の努力)</p> <p>第8条 横浜市と契約を行った小売電気事業者は、契約期間中においても、第6条第3項、第4項又は第5項の規定による契約資格の水準を維持しながら電力を供給するよう努めるものとする。</p> <p>2 前項の小売電気事業者は、横浜市から環境配慮の状況について説明や関係書類の提出を求められた場合は、可能な限り応じるものとする。</p> <p>(要綱の改正)</p> <p>第9条 小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況や社会情勢等を踏まえつつ、本要綱はおおむね一年に一度、改正することとする。</p> <p>2 前項の改正を行うにあたっては、あらかじめ横浜市財政局と協議を行うこととする。</p> <p>(判定結果の有効期間)</p> <p>第10条 判定結果は、前条に規定する要綱の改正まで有効とする。</p> <p>(事務処理)</p> <p>第11条 この要綱に係る事務処理等は、脱炭素マネジメント課において行う。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は平成18年11月22日から施行する。</p> <p>この要綱は平成19年11月7日から施行する。</p> <p>この要綱は平成20年11月26日から施行する。</p> <p>この要綱は平成21年11月25日から施行する。</p>	<p>4 区局等は、50点を下回らない範囲で、評価点に係る契約資格を別に定めることができるものとし、その場合にあっては、当該定めに従うものとする。</p> <p>5 <u>(削除)</u></p> <p>(判定結果の通知)</p> <p>第7条 脱炭素マネジメント課は、前条第2項の規定による判定結果について、小売電気事業者に通知するとともに、区局等に通知するものとし、その概要についてインターネット等で公表するものとする。</p> <p>2 <u>(削除)</u></p> <p>3 <u>(削除)</u></p> <p>2 区局等は、電力調達の結果を脱炭素マネジメント課に報告するものとする。</p> <p>(事業者の努力)</p> <p>第8条 横浜市と契約を行った小売電気事業者は、契約期間中においても、第6条第3項、第4項又は第5項の規定による契約資格の水準を維持しながら電力を供給するよう努めるものとする。</p> <p>2 前項の小売電気事業者は、横浜市から環境配慮の状況について説明や関係書類の提出を求められた場合は、可能な限り応じるものとする。</p> <p>(要綱の改正)</p> <p>第9条 小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況や社会情勢等を踏まえつつ、本要綱はおおむね一年に一度、改正することとする。</p> <p>2 前項の改正を行うにあたっては、あらかじめ横浜市財政局と協議を行うこととする。</p> <p>(判定結果の有効期間)</p> <p>第10条 判定結果は、前条に規定する要綱の改正まで有効とする。</p> <p>(事務処理)</p> <p>第11条 この要綱に係る事務処理等は、脱炭素マネジメント課において行う。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は平成18年11月22日から施行する。</p> <p>この要綱は平成19年11月7日から施行する。</p> <p>この要綱は平成20年11月26日から施行する。</p> <p>この要綱は平成21年11月25日から施行する。</p>
---	--

この要綱は平成22年11月16日から施行する。
この要綱は平成23年5月1日から施行する。
この要綱は平成24年10月17日から施行する。
この要綱は平成26年9月24日から施行する。
この要綱は平成27年11月25日から施行する。
この要綱は平成28年10月14日から施行する。
この要綱は令和元年9月30日から施行する。
この要綱は令和2年9月10日から施行する。
この要綱は令和3年9月29日から施行する。
この要綱は令和4年9月30日から施行する。
この要綱は令和5年8月9日から施行する。
この要綱は令和6年8月23日から施行する。

この要綱は平成22年11月16日から施行する。
この要綱は平成23年5月1日から施行する。
この要綱は平成24年10月17日から施行する。
この要綱は平成26年9月24日から施行する。
この要綱は平成27年11月25日から施行する。
この要綱は平成28年10月14日から施行する。
この要綱は令和元年9月30日から施行する。
この要綱は令和2年9月10日から施行する。
この要綱は令和3年9月29日から施行する。
この要綱は令和4年9月30日から施行する。
この要綱は令和5年8月9日から施行する。
この要綱は令和6年8月23日から施行する。
この要綱は令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

【別紙】

＜環境配慮評価基準＞

環境配慮評価項目	区分	配点等
(1) 2022年度の1kWhあたりの全電源平均 二酸化炭素基礎排出係数（注1）(kg-CO ₂ /kWh)	0.30未満	60
	0.30以上0.35未満	55
	0.35以上0.40未満	50
	0.40以上0.45未満	45
	0.45以上0.50未満	40
	0.50以上0.55未満	35
	0.55以上0.60未満	30
	0.60以上	0
(2) 2022年度の再生可能エネルギーの導入状況等（注2）	45%以上	40
	30%以上45%未満	30
	15%以上30%未満	20
	5%以上15%未満	15
	0%を超えて5%未満	10
	導入していない	0
合計 (1)+(2)		100

(注1)

地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている2022年度の

附 則

この要綱は令和7年月日から施行する。

【別紙】

＜環境配慮評価基準＞

環境配慮評価項目	区分	配点等
(1) 2023年度の1kWhあたりの全電源平均 二酸化炭素基礎排出係数（注1）(kg-CO ₂ /kWh)	0.30未満	60
	0.30以上0.35未満	55
	0.35以上0.40未満	50
	0.40以上0.45未満	45
	0.45以上0.50未満	40
	0.50以上0.55未満	35
	0.55以上0.60未満	30
	0.60以上	0
(2) 2023年度の再生可能エネルギーの導入状況等（注2）	45%以上	40
	30%以上45%未満	30
	15%以上30%未満	20
	5%以上15%未満	15
	0%を超えて5%未満	10
	導入していない	0
合計 (1)+(2)		100

(注1)

地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている2023年度の

- ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）
 ③ 高炉ガス又は副生ガス
 3. 未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
 4. 供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

【様式1】

環境配慮評価項目等報告書

年 月 日

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
脱炭素マネジメント課長

所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 ・ 氏 名
問い合わせ先部署名
問い合わせ先担当者名
問い合わせ先電話番号
問 い 合 わ せ 先
E メ ー ル ア ド レ ス

横浜市グリーン電力調達実施要綱第6条第1項の規定により、次のとおり報告します。
なお、報告内容は事実と相違ありません。

【環境配慮評価項目に係る数値及び評価点】

環境配慮評価項目	数値	評価点
(1) 2022年度の1 kWhあたりの全電源平均CO ₂ 基礎排出係数	(kg-CO ₂ /kWh)	点
(2) 2022年度の再生可能エネルギーの導入状況等	(I)+(II) (%) ※小数点以下第2位を切捨て	点
合計 (1)+(2)		点

【(2)の算定に係る内訳】※(I) (II)それぞれの端数処理は小数点以下第3位を切捨て

- ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）
 ③ 高炉ガス又は副生ガス
 3. 未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
 4. 供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

【様式1】

環境配慮評価項目等報告書

年 月 日

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
脱炭素マネジメント課担当課長

所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 ・ 氏 名
問い合わせ先部署名
問い合わせ先担当者名
問い合わせ先電話番号
問 い 合 わ せ 先
E メ ー ル ア ド レ ス

横浜市グリーン電力調達実施要綱第6条第1項の規定により、次のとおり報告します。
なお、報告内容は事実と相違ありません。

【環境配慮評価項目に係る数値及び評価点】

環境配慮評価項目	数値	評価点
(1) <u>2023</u> 年度の1 kWhあたりの全電源平均CO ₂ 基礎排出係数	(kg-CO ₂ /kWh)	点
(2) <u>2023</u> 年度の再生可能エネルギーの導入状況等	(I)+(II) (%) ※小数点以下第2位を切捨て	点
合計 (1)+(2)		点

【(2)の算定に係る内訳】※(I) (II)それぞれの端数処理は小数点以下第3位を切捨て

$$(I) \text{ 再生可能エネルギーの導入状況 } (\%) = \frac{\text{再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)(①+②)}}{\text{供給電力量(需要端) : A}} \times 100$$

- ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端)
 ② 他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端)
 A 供給電力量 (需要端)
 B ②のうち、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量 (送電端)

①	kWh	②	kWh
A	kWh	B	kWh

$$(II) \text{ 未利用エネルギーの活用状況 } (\%) = \frac{\text{未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) : C}}{\text{供給電力量(需要端) : A}} \times 100$$

- C 未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端)

C	kWh
---	-----

【供給可能な規模】 供給可能な規模の左側に「○」を入力 ※複数選択可

<input type="checkbox"/> 2,000kW 以上 (特別高圧)	<input type="checkbox"/> 500kW~2,000kW (高圧)
<input type="checkbox"/> 500kW 未満 (高圧)	<input type="checkbox"/> 50kW 未満 (低压)

$$(I) \text{ 再生可能エネルギーの導入状況 } (\%) = \frac{\text{再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)(①+②)}}{\text{供給電力量(需要端) : A}} \times 100$$

- ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端)
 ② 他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端)
 A 供給電力量 (需要端)
 B ②のうち、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量 (送電端)

①	kWh	②	kWh
A	kWh	B	kWh

$$(II) \text{ 未利用エネルギーの活用状況 } (\%) = \frac{\text{未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) : C}}{\text{供給電力量(需要端) : A}} \times 100$$

- C 未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端)

C	kWh
---	-----

【供給可能な規模】 供給可能な規模の左側に「○」を入力 ※複数選択可

<input type="checkbox"/> 2,000kW 以上 (特別高圧)	<input type="checkbox"/> 500kW~2,000kW (高圧)
<input type="checkbox"/> 500kW 未満 (高圧)	<input type="checkbox"/> 50kW 未満 (低压)